

令和4年度

江別市における給与・雇用実態調査

江 別 市
江別商工会議所

はじめに

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、2年に及び感染症の流行や原油・原料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もある中で、引き続き厳しい状況にあります。こうした状況の中、中小企業・小規模事業者の業況や業績は、感染症の流行直後において多くの業種で急激に悪化したこと状態から、緩やかな回復傾向にあるものの、依然として感染症流行前の水準まで回復していない業種も多くあります。

(2022年版中小企業白書)

北海道経済については、北海道月例経済報告によると、「一部に弱さが残るものの、緩やかに持ち直している」とあります。

個人消費は、一部が低い水準にとどまるものの、経済社会活動の正常化が進む中で、全体として持ち直しの動きが続いています。

雇用動向においては7-9月期の完全失業者数は8万人と前年同期と比べ、1万人の減少となっています。9月の有効求人倍率は、1.16倍と16ヶ月連続で前年を上回っています。

こうした経済状況の中、市内各事業所の協力を得て実施された本調査ですが、調査方法や内容が限られたものであることから、本市における雇用実態の全体を網羅しているものではありませんが、市内における給与・雇用等の現状の把握と、それを踏まえた経営改善、業務計画等に活用していただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本調査にご協力いただきました各事業所の皆様に厚くお礼申し上げますと共に、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

江 別 市

江 別 商 工 会 議 所

調査概要

1 調査目的

本調査は江別市内の民間事業所における労働実態を把握し労働対策、労働指導など労働行政の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査対象

市内に所在する民間事業所で、事業所全体で正規従業員を4人以上雇用している事業所を対象とした。

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 卸売・小売業
- (4) 運輸・通信業
- (5) 金融・保険業
- (6) サービス業

3 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

(希望事業所には、調査票データを送り、電子メールによる返信にて回収した。)

4 調査時点

令和4年10月1日現在

5 集計方法

- (1) 調査票のうち、回答のない設問については、集計から除外した。
- (2) 産業別、規模別のクロス集計を行った。

6 回答結果

300事業所に対し、調査を実施した結果、145事業所から回答(回答率48.3%)があり、そのうち正規従業員4人未満のものが、23事業所であった。

- (1) 産業別回答結果
- (2) 従業員規模による回答結果

7 調査結果の注意点

- (1) 本調査の集計事業所は毎年同一ではないため、集計数値を経年で単純に比較することは適当ではない。
- (2) 回答率により、平均の数値が年度によって大きく変動している場合がある。
- (3) 回答事業所において、調査項目によって、未回答(空欄)の項目があることから、各項目の個別回答における平均数値等については、回答があった平均値等を記載している。

目次

調査結果

1	従業員の構成	1
(1)	従業員数について	1
(2)	外国人技能実習生の国籍について	1
(3)	障がい者雇用について	1
2	正規従業員	1
(1)	採用状況について	1
(2)	来年度（令和5年度）の採用見込みについて	2
(3)	労働時間について	2
(4)	新卒者の初任給について	4
(5)	正規従業員の平均給与について	5
(6)	一時金について	5
(7)	退職金制度について	6
(8)	福利厚生制度について	6
(9)	賃金の引き上げについて	6
(10)	障がい者雇用率制度について	7
(11)	高年齢者雇用確保措置について	8
(12)	労働組合について	8
(13)	労働力の過不足について	8
(14)	離職の状況について	9
(15)	育児休業制度について	9
(16)	介護休業制度について	10
(17)	育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について	11
(18)	女性の登用について	11
(19)	職場見学について	12
(20)	インターンシップについて	13
3	パートタイム従業員	13
(1)	採用状況について	13
(2)	1日の労働時間について	14
(3)	1週間の労働日数について	14
(4)	賃金について	14
4	働き方改革への対応について	
(1)	年次有給休暇の取得状況	15
(2)	同一労働同一賃金への対応	15

5	新型コロナウイルス感染症の影響	15
(1)	雇用状況・就業状況への影響	15
(2)	新型コロナウイルスにより受けた影響内容	16

資料

別表1	産業・規模・年齢別従業員の構成	17
別表2	新規正規従業員の採用内訳	19
別表3	来年度（令和5年度）の採用見込み	20
別表4	所定労働時間（1週間）	21
別表5	所定労働時間（1日）	22
別表6	変形労働時間制度	23
別表7	新卒者の平均初任給	24
別表8	正規従業員の平均基本給（事務・営業系）	25
別表9	正規従業員の平均基本給（技術・資格系）	27
別表10	正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）	29
別表11	正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）	31
別表12	夏季手当の有無・支給率・支給額	33
別表13	年末手当の有無・支給率・支給額	34
別表14	決算手当の有無・支給率・支給額	35
別表15	燃料手当の有無	36
別表16	賃金の引き上げについて	37
別表17	労働力の過不足	38
別表18	パートタイム従業員の採用状況	39
別表19	パートタイム従業員の1日の労働時間	40
別表20	パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給	41

付録

労働ワンポイント	42
北海道の最低賃金	46
労働相談窓口	47
同一労働同一賃金への対応	48

調 査 結 果

1 従業員の構成

(1) 従業員数について

本調査の集計対象となった145事業所の全従業員数は5,186人であり、このうち正規従業員が3,005人で全体の58.0%と最も多く、次いで非正規従業員（パート等）が1,982人（38.2%）となっており、これら2区分で全体の96.2%を占めている。

(2) 外国人技能実習生の国籍について

外国人技能実習生を採用している事業所は、9事業所（製造業4社、建設業3社、卸売・小売業2社）で、88人であった。

その内訳は、ベトナム43人（男性28人、女性15人）、モンゴル4人（男性4人）、中国27人（男性17人、女性10人）、ミャンマー7人（女性7人）、インドネシア5人（男性5人）、スペイン1人（男性1人）、フィジー1人（男性1人）となっている。

表 産業別従業員数

（単位：人）

区分	正規従業員	非正規従業員	外国人 技能実習生	季節労働者	合計			
					計	市内在住	割合	
産業別	製造業	987	444	63	48	1,542	1,030	66.8%
	建設業	404	55	21	27	507	312	61.5%
	卸売・小売業	240	76	4	6	326	205	62.9%
	運輸・通信業	166	35	0	0	201	115	57.2%
	金融・保険業	30	10	0	0	40	17	42.5%
	サービス業	1,178	1,362	0	30	2,570	1,636	63.7%
合計	3,005	1,982	88	111	5,186	3,315	63.9%	

(3) 障がい者雇用について

障がい者雇用をしている事業所は、22事業所で、全体の15.2%を占めている。また、全従業員5,186人のうち、障がい者は53人で、全体の1.0%となっている。

表 障がい者雇用事業者数・従業員数

（単位：所、人）

	事業者数	従業員数
合計	22	53

2 正規従業員

(1) 採用状況について

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間に正規従業員採用を実施した事業所は、57事業所であり、全体の54.8%となった。

表 産業別・規模別採用状況

(単位：所)

(単位：人)

区分	集計 事業所数	採用している		採用していない		
		構成比	構成比	構成比	構成比	
産業別	製造業	29	16	55.2%	13	44.8%
	建設業	25	14	56.0%	11	44.0%
	卸売・小売業	14	4	28.6%	10	71.4%
	運輸・通信業	7	2	28.6%	5	71.4%
	金融・保険業	4	2	50.0%	2	50.0%
	サービス業	25	19	76.0%	6	24.0%
全体	104	57	54.8%	47	45.2%	

新卒者		その他	
構成比	構成比	構成比	構成比
18	40.9%	26	59.1%
6	23.1%	20	76.9%
13	72.2%	5	27.8%
0	0.0%	2	100.0%
1	33.3%	2	66.7%
22	22.7%	75	77.3%
60	31.6%	130	68.4%

表 採用を行わなかった理由

(単位：所)

区分	集計 事業所	現状維持	募集したが 応募者なし	その他	
産業別	製造業	13	10	3	0
	建設業	11	6	5	0
	卸売・小売業	10	8	1	1
	運輸・通信業	5	3	2	0
	金融・保険業	2	1	0	1
	サービス業	6	4	1	1
全体	47	32	12	3	

(2) 来年度（令和5年度）の採用見込みについて

令和5年度に正規従業員を採用する見込みの事業所は、29事業所であり、全体の28.4%となっており、「状況により採用の可能性あり」の事業所を含めると、全体の70.6%を占める。

表 正規従業員の採用見込

(単位：所)

集計 事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
102	29	28.4%	43	42.2%	30	29.4%

(3) 労働時間について

(ア) 1週間の所定労働時間は、38時間超～40時間以下が最も多い。

(単位：所)

集計 事業所数	38時間以下		38時間超～40時間以下	
	構成比	構成比	構成比	構成比
102	15	14.7%	87	85.3%

(イ) 1日の所定労働時間は、7時間30分超～8時間以下が最も多く、次に7時間超～7時間30分以下となっている。

(単位：所)

集計事業所数	7時間以下		7時間超～7時間30分以下		7時間30分超～8時間以下	
		構成比		構成比		構成比
103	4	3.9%	25	24.3%	74	71.8%

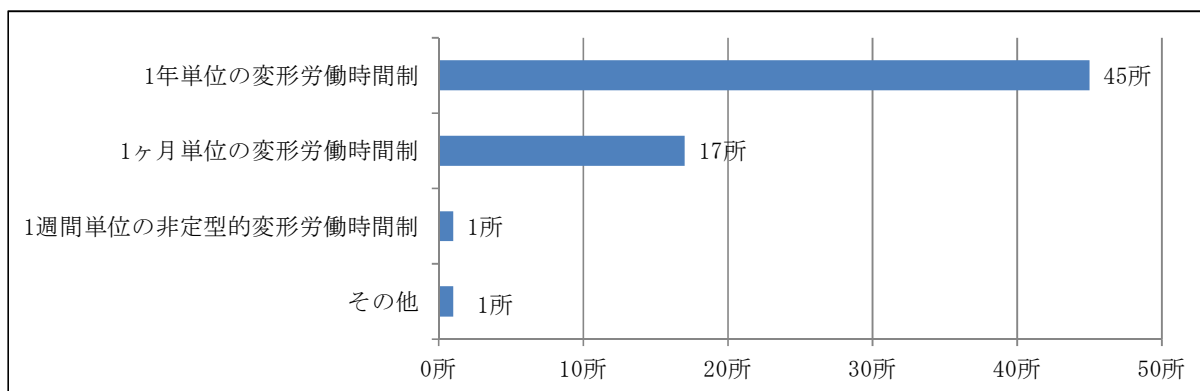
(ウ) 変形労働時間制を実施していた事業所は、64事業所で、全体の62.1%を占めた。

(単位：所)

集計事業所数	実施している	実施していない
103	64	39

実施している制度内容は、1年単位の変形労働時間制が45事業所（70.3%）で最も多く、次いで、1ヶ月単位の変形労働時間制が17事業所（26.5%）であった。

図 変形労働時間制（複数回答）



(エ) 1日の休憩時間は、45分超～60分以下が55事業所（52.9%）で最も多く、次いで60分超が47事業所（45.2%）であった。

(単位：所)

集計事業所数	45分以下	45分超～60分以下	60分超
104	2	55	47

(オ) 1ヶ月の平均時間外労働は、10時間以下が46事業所（45.1%）と最も多く、次いで10時間超～20時間以下が30事業所（29.4%）、20時間超～30時間以下が15事業所（14.7%）であった。

(単位：所)

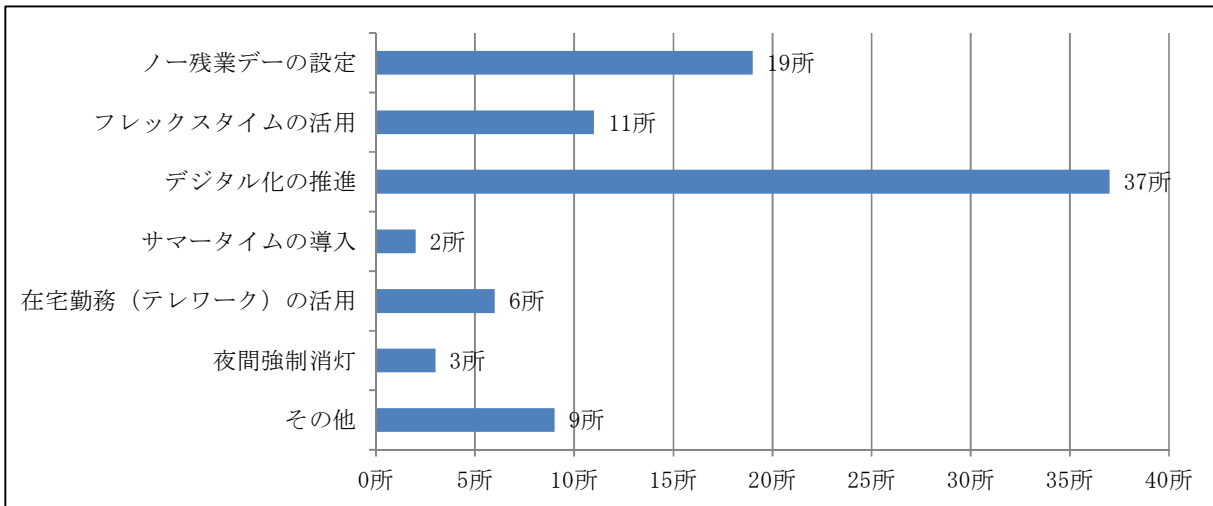
集計事業所数	10時間以下	10時間超～20時間以下	20時間超～30時間以下	30時間超～40時間以下	40時間超	なし
102	46	30	15	4	2	5

(カ) 長時間労働削減に向けた取り組みについて、実施している事業所は、58事業所（57.4%）であった。「その他」の中には、「社内呼びかけ」、「営業時間の短縮」などがあつた。

（単位：所）

集計 事業所数	実施している		実施していない	
	数	構成比	数	構成比
101	58	57.4%	43	42.6%

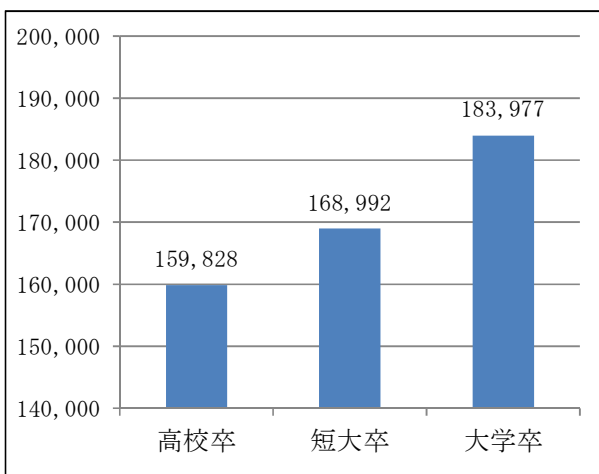
図 長時間労働削減に向けた取り組み（複数回答）



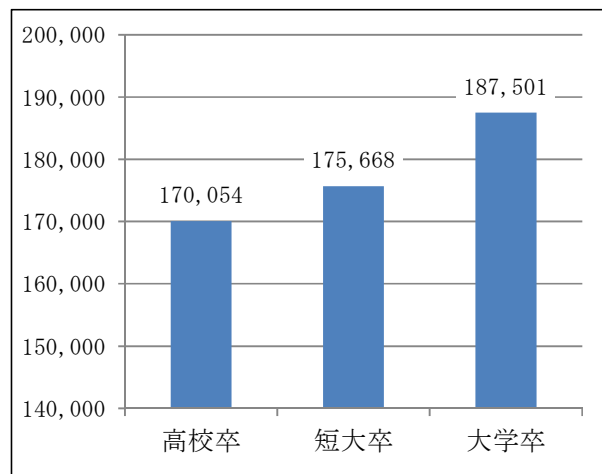
(4) 新卒者の初任給について ※短時間勤務者も含む

新卒者の初任給の平均額は、高卒事務・営業系 159,828円、技術・資格系 170,054円、短大卒事務・営業系 168,992円、技術・資格系 175,668円、大卒事務・営業系 183,977円、技術・資格系 187,501円となっている。

図 初任給 事務・営業系 （単位：円）



技術・資格系 （単位：円）



(5) 正規従業員の平均給与について ※短時間勤務者も含む

正規従業員（事務・営業系）の平均基本給の額は、65歳以上が301,333円と最も高く、18歳～24歳が172,667円と最も低くなっている。

正規従業員（技術・資格系）の平均基本給の額は、50歳～54歳が279,890円と最も高く、18歳～24歳が187,639円と最も低くなっている。

図 平均基本給

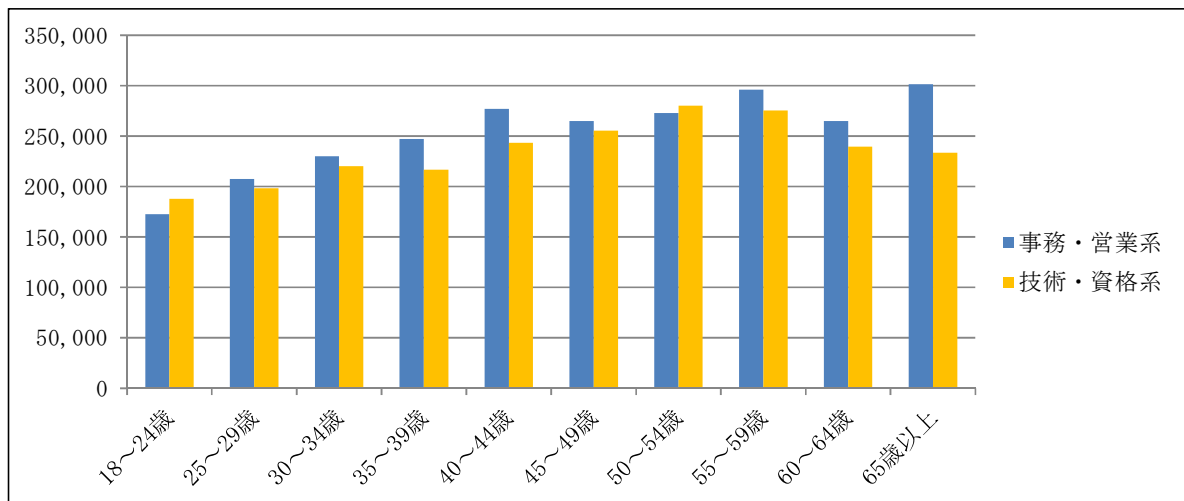


表 平均基本給

(単位：円)

区分	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65以上
事務・営業系	172,667	207,542	230,171	247,082	276,823	264,945	273,004	296,074	264,874	301,333
技術・資格系	187,639	198,369	220,152	216,723	243,572	255,582	279,890	275,389	239,599	233,350

(6) 一時金について

夏期手当の支給があると回答したのは、84事業所（81.6%）で、平均支給率は1.49ヶ月、平均支給額は100,500円、年末手当の支給があると回答したのは、88事業所（85.4%）で、平均支給率は1.87ヶ月、平均支給額は128,000円、決算手当の支給があると回答したのは、32事業所（31.4%）で、平均支給率は1.14ヶ月、平均支給額は125,000円となった。燃料手当の支給があると回答したのは、58事業所（56.3%）となった。

図 一時金の有無

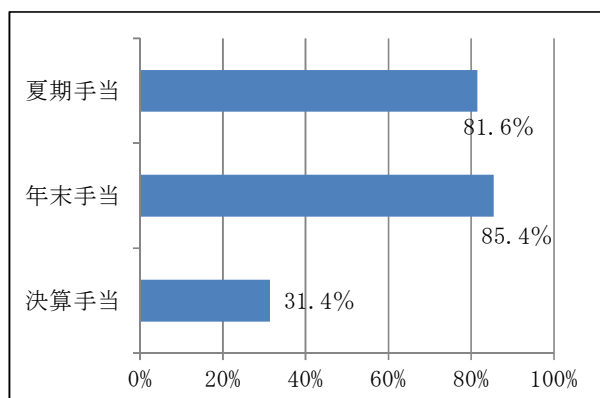


表 平均支給率

区分	平均支給率 (ヶ月)	平均支給額 (円)
夏期手当	1.49	100,500
年末手当	1.87	128,000
決算手当	1.14	125,000

表 燃料手当の有無

(単位：所)

集計事業所数	あり		なし	
	数	構成比 (%)	数	構成比 (%)
103	58	56.3%	45	43.7%

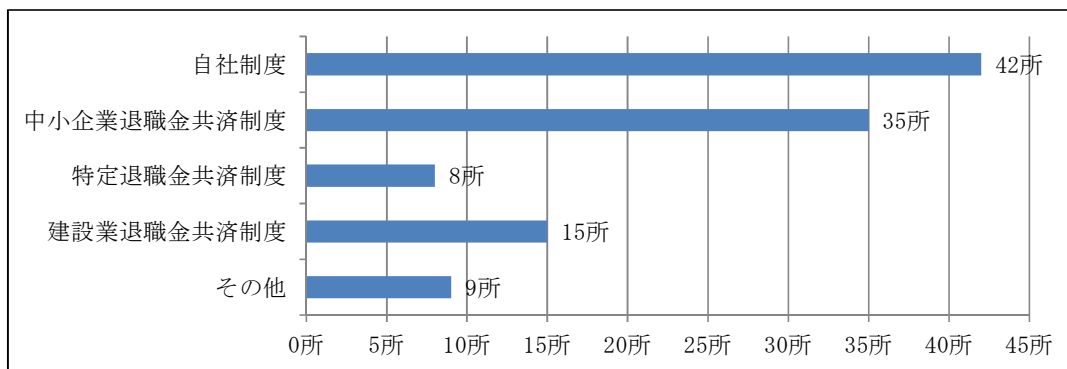
(7) 退職金制度について

退職金制度について、あると回答したのは、92事業所（89.3%）であった。

表 退職金制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
		構成比		構成比
103	92	89.3%	11	10.7%

図 退職金制度内容（複数回答）



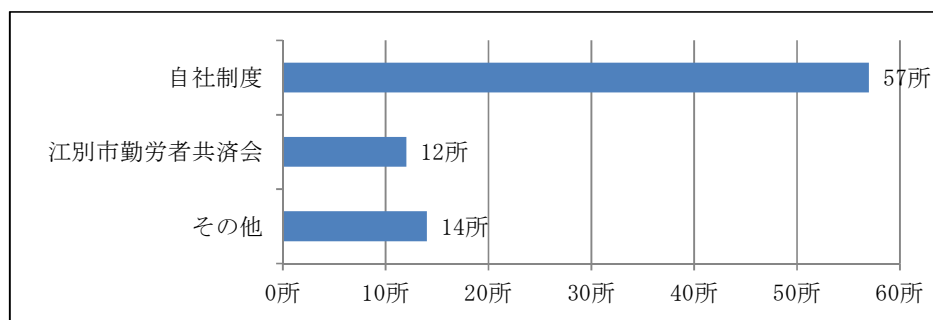
(8) 福利厚生制度について

福利厚生について、あると回答したのは、76事業所（74.5%）であった。

表 福利厚生制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
		構成比		構成比
102	76	74.5%	26	25.5%

図 福利厚生制度内容（複数回答）



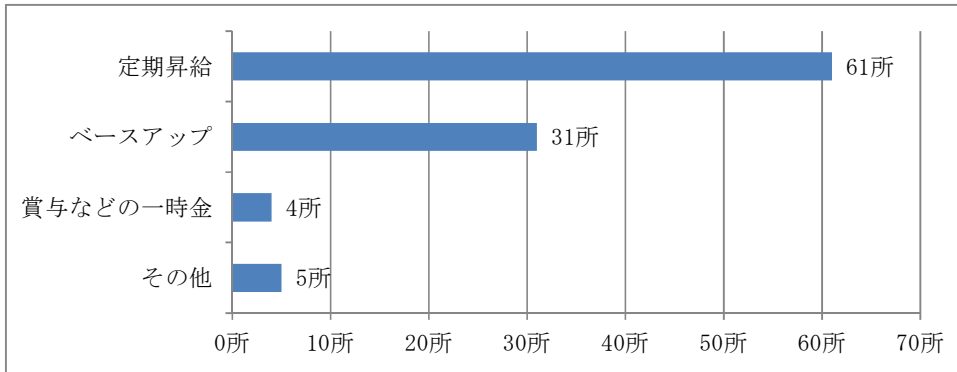
(9) 賃金の引き上げについて

賃金の引き上げを実施したと回答したのは、91事業所（87.5%）で、引き上げ方法は、「定期昇給」が最多であった。

表 賃金引き上げ実施の有無 (単位：所)

集計 事業所数	実施した		実施していない	
		構成比		構成比
104	91	87.5%	13	12.5%

図 賃金引き上げ方法 (複数回答)



(10) 障がい者雇用率制度について

(ア) 法定雇用率に関して

障がい者雇用率制度の該当事業所であると回答したのは、25事業所 (24.3%) であった。

表 障がい者雇用率制度把握状況 (単位：所)

集計 事業所数	該当事業所である		該当事業所ではない	
		構成比		構成比
103	25	24.3%	78	75.7%

(イ) 法定雇用率の達成に関して

そのうち、法定雇用率を達成していると回答したのは、16事業所 (64.0%) であった。

なお、未達成のうち、障がい者の増員予定がある、または検討中の事業者は、7事業所 (77.8%) となった。

表 法定雇用率達成状況 (単位：所)

集計 事業所数	達成している		達成していない	
		構成比		構成比
25	16	64.0%	9	36.0%

表 障がい者の増員予定

(単位：所)

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
9	0	0.0%	7	77.8%	2	22.2%

(11) 高齢者雇用確保措置について

改正高齢者雇用安定法の施行により、定年後の継続雇用制度の導入を行ったと回答したのは、64事業所（78.0%）と最も多く、次いで、定年の引き上げと回答したのが、15事業所（18.3%）であった。

表 改正高齢者雇用安定法への対応 (単位：所)

集計 事業所数	定年の引き上げ		継続雇用制度の導入		定年の定め廃止	
		構成比		構成比		構成比
82	15	18.3%	64	78.0%	3	3.7%

(12) 労働組合について

労働組合があると回答したのは、21事業所（20.2%）となった。

表 労働組合の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
104	21	20.2%	83	79.8%

(13) 労働力の過不足について

(ア) 労働力の現状

労働力が不足していると回答したのは、64事業所（61.6%）となり、次いで、充足しているが38事業所（36.5%）、過剰であるが2事業所（1.9%）となった。

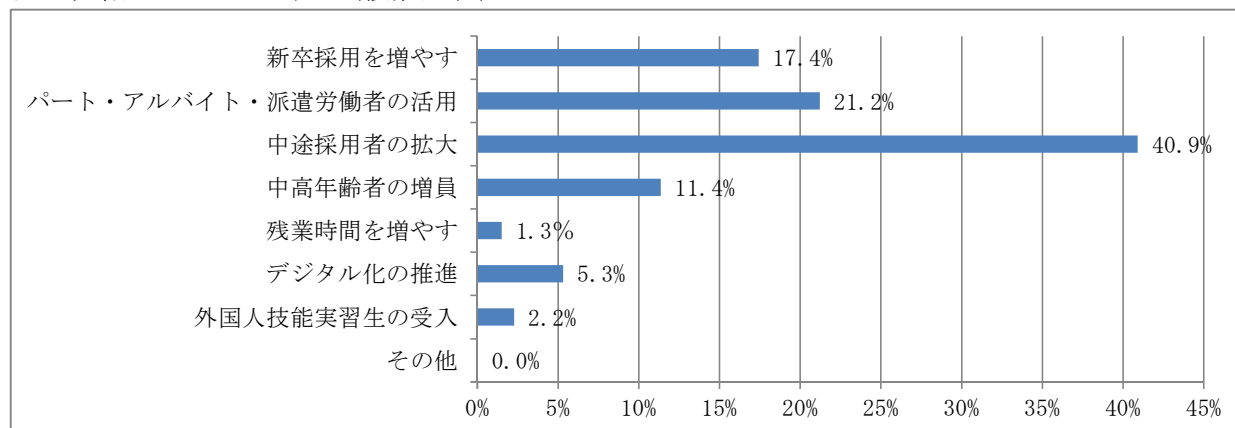
表 労働力の過不足 (単位：所)

集計 事業所数	不足している		充足している		過剰である	
		構成比		構成比		構成比
104	64	61.6%	38	36.5%	2	1.9%

(イ) 今後の対応

不足していると回答した事業所の今後の対応は、中途採用者の拡大が全体の40.9%となり、次いでパート・アルバイト・派遣労働者の活用が21.2%、新卒採用を増やすが17.4%となった。

図 労働力不足への対応（複数回答）



(ウ) 人材確保に向けた独自の取り組み

人材確保に向けた独自の取り組みを実施している事業所は、28事業所（29.2%）であった。取り組み内容としては、「企業説明会への出展」や、「HPで働きやすい会社をアピール」「福利厚生充実の充実」、「資格取得の助成」などがあつた。

表 人材確保に向けた独自の取り組み（単位：所）

集計事業所数	実施している		実施していない	
	数	構成比	数	構成比
96	28	29.2%	68	70.8%

(14) 離職の状況について

令和元年10月以降に採用した新卒者は136人で、そのうち令和4年9月30日までに離職した人数は22人となり、その離職率は16.2%となった。

表 離職の状況（新卒）（単位：人）

集計事業所数	R1.10以降の新卒採用者数	離職者数	離職率
29	136	22	16.2%

(15) 育児休業制度について

(ア) 育児休業制度の有無

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は、75事業所（72.1%）となっている。

表 育児休業制度の有無（単位：所）

集計事業所数	定めている		定めていない	
	数	構成比	数	構成比
104	75	72.1%	29	27.9%

(イ)(ウ) 育児休業中の賃金及び育児休業制度の取得状況について

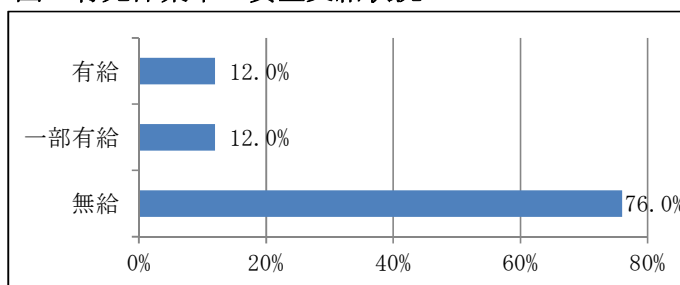
育児休業制度を就業規則等に定めている事業所のうち、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの育児休業制度利用者は、男性9人、女性52人と性別によって大きな差がある。

また、休業中の賃金については、無給が76.0%と最も多くなっている。

表 育児休業の取得状況

取得状況	
男性	女性
9	52

図 育児休業中の賃金支給状況



(エ) 育児休業制度の取得期間 (単位：人)

	男	女
1ヶ月未満	4	1
1ヶ月超～3ヶ月以内	2	1
3ヶ月超～6ヶ月以内	2	1
6ヶ月超～1年以内	0	25
1年以上～2年以内	1	23
2年超～	0	1
合計	9	52

(オ) 育児休業制度の導入予定

育児休業制度を就業規則等に定めていない事業所のうち、今後導入を予定していない事業所は24事業所（82.8%）と、導入予定がある5事業所（17.2%）を大きく上回った。

表 育児休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
29	5	17.2%	24	82.8%

(16) 介護休業制度について

(ア) 介護休業制度の有無

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は、65事業所（62.5%）となっている。

表 介護休業制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
104	65	62.5%	39	37.5%

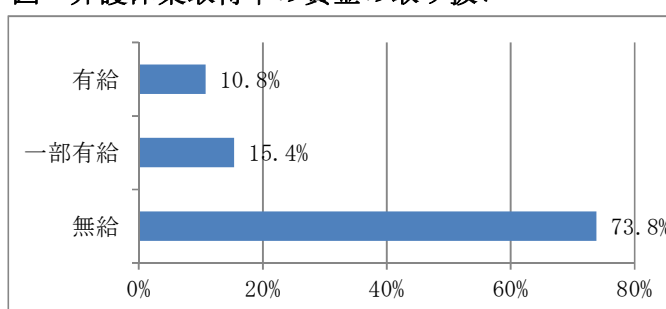
(イ) 介護休業の賃金及び取得状況

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所における休業中の賃金に関する定めについては、無給が73.8%と最も多くなっている。また、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの介護休業制度の利用者は、男性0人、女性6人となった。

表 介護休業制度取得状況

取得状況	
男性	女性
0人	6人

図 介護休業取得中の賃金の取り扱い



(ウ) 介護休業制度の導入予定

介護休業制度を就業規則等に定めていない事業所のうち、今後導入を予定していない事業所は、32事業所（82.1%）と、導入予定がある7事業所（17.9%）を大きく上回った。

表 介護休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
39	7	17.9%	32	82.1%

(エ) 介護による離職者について

介護による離職者は2名（男性1名（製造業）、女性1名（製造業））であった。

(17) 育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について

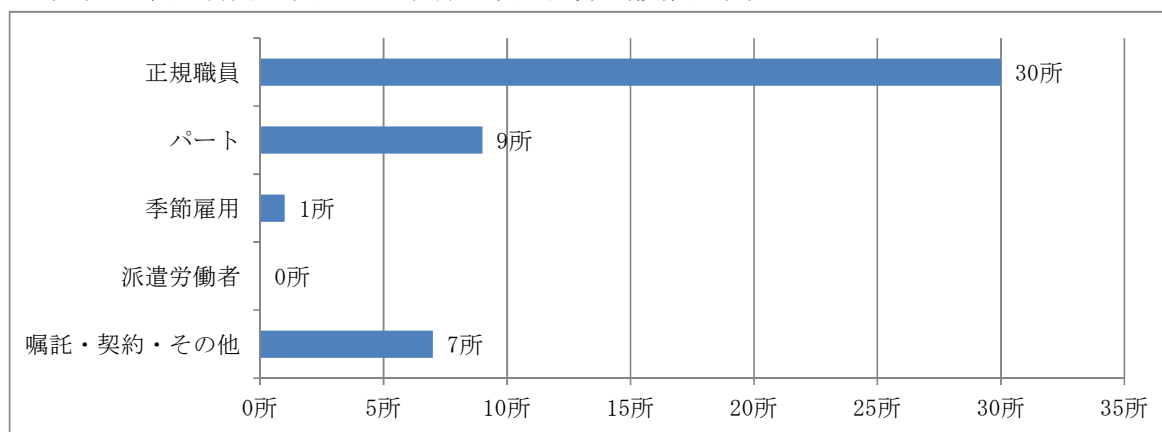
(ア) 再雇用制度の導入予定

再雇用制度を定めている事業所は、22事業所（22.2%）となった。

表 再雇用制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
99	22	22.2%	18	18.2%	59	59.6%

(イ) 再雇用制度を利用した場合の雇用区分（複数回答）



(18) 女性の登用について

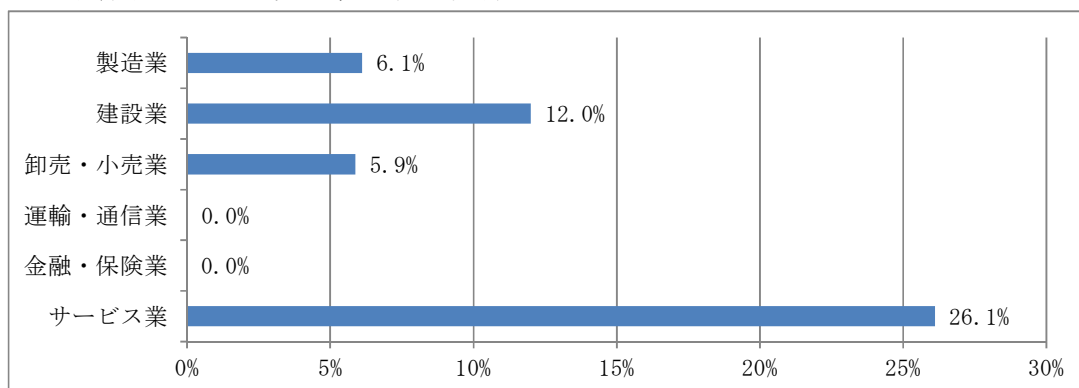
(ア) 女性管理職の割合に関して

女性管理職の登用状況は、管理職全体に対する女性管理職の割合で見ると、サービス業が26.1%と最も高く、次いで、建設業が12.0%となった。

表 各業種における女性管理職の人数 (単位：人)

区分		集計 事業所数	管理職の 人数	女性管理職 の人数
産業別	製造業	18	180	11
	建設業	7	25	3
	卸売・小売業	6	51	3
	運輸・通信業	3	13	0
	金融・保険業	2	3	0
	サービス業	20	180	47
全体		56	452	64

図 各業種における女性管理職の割合



(19) 職場見学について

(ア) 職場見学について (令和3年度と令和4年度の受け入れ状況)

職場見学を受け入れた事業所は、令和3年度は17事業所 (16.7%)、受け入れ人数は130人、令和4年度は17事業所 (16.7%)、受け入れ人数は130人であった。

表 職場見学受け入れ状況 (単位：所、人)

区分	集計 事業所数	受け入れた		受入人数	受け入れていない	
		構成比	構成比			
令和3年度	102	17	16.7%	130	85	83.3%
令和4年度	102	17	16.7%	130	85	83.3%

(イ) 今後の職場見学について (単位：所)

集計 事業所数	予定がある		予定がない	
	構成比	構成比		
102	24	23.5%	78	76.5%

(20) インターンシップについて

(ア) インターンシップについて（令和3年度と令和4年度の受け入れ状況）

インターンシップを受け入れた事業所は、令和3年度は6事業所（5.9%）、受け入れ人数は19人、令和4年度は8事業所（7.8%）、受け入れ人数は25人であった。

表 インターンシップ受け入れ状況 (単位：所、人)

区分	集計事業所数	受け入れた		受入人数	受け入れていない	
		構成比			構成比	
令和3年度	102	6	5.9%	19	96	94.1%
令和4年度	102	8	7.8%	25	94	92.2%

(イ) 今後のインターンシップについて (単位：所)

集計事業所数	予定がある		予定がない	
	構成比		構成比	
102	17	16.7%	85	83.3%

3 パートタイム従業員

(1) 採用状況について（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間）

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間にパートタイム従業員を採用した事業所は、37事業所であり、全体の36.6%となっている。

産業別では、サービス業が79.2%とパートタイム従業員を採用した割合が最も高く、次いで、製造業が35.7%、卸売・小売業が30.8%となっている。

表 産業別採用状況 (単位：所、人)

区分	集計事業所数	採用した		採用人数	採用しなかった		
		構成比			構成比		
産業別	製造業	28	10	35.7%	43	18	64.3%
	建設業	25	3	12.0%	5	22	88.0%
	卸売・小売業	13	4	30.8%	19	9	69.2%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	0	7	100.0%
	金融・保険業	4	1	25.0%	3	3	75.0%
	サービス業	24	19	79.2%	895	5	20.8%
全体	101	37	36.6%	965	64	63.4%	

(2) 1日の労働時間について（令和4年10月1日現在）

パートタイム従業員の1日の労働時間は、6時間以上が最も多く、次いで、4時間以上6時間未満、2時間以上4時間未満、2時間未満となった。

表 1日の労働時間

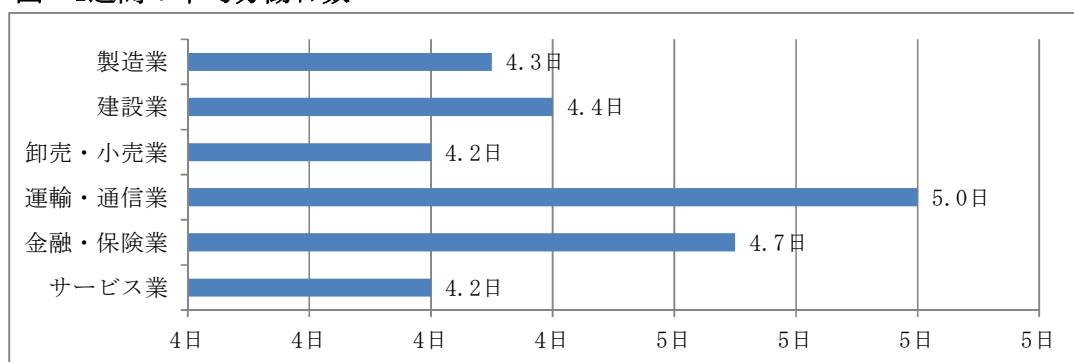
（単位：人）

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	2	35	132	348
	建設業	0	6	4	20
	卸売・小売業	2	4	24	12
	運輸・通信業	0	0	2	0
	金融・保険業	0	0	3	2
	サービス業	41	206	383	472
全体		45	251	548	854

(3) 1週間の労働日数について

パートタイム従業員の1週間の労働日数は、平均4.3日となっており、産業別では、運輸・通信業が5.0日と最も長くなっている。

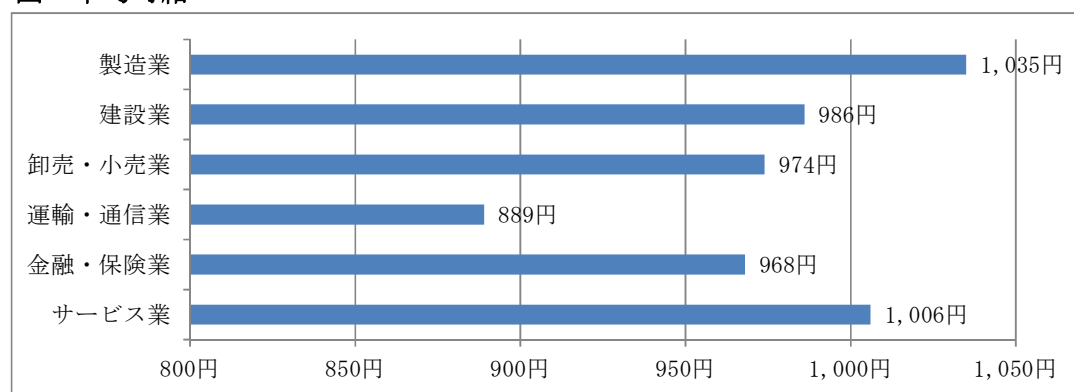
図 1週間の平均労働日数



(4) 賃金について

パートタイム従業員の平均時給は、1,004円となっており、産業別では、製造業が1,035円と最も高く、サービス業1,006円、建設業986円と続いている。一方、運輸・通信業は889円と最も低くなっている。

図 平均時給

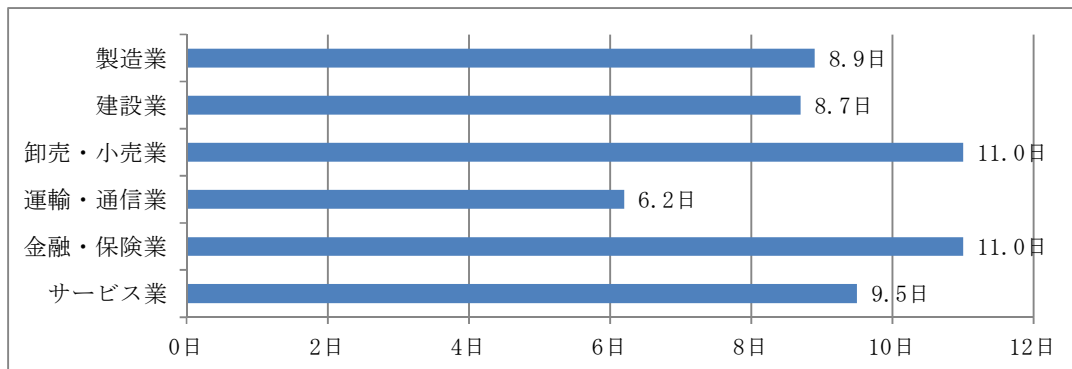


4 働き方改革への対応について

(1) 年次有給休暇の取得状況

従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数は、9.2日となっており、産業別では、卸売・小売業及び金融・保険業が11.0日と最も多くなっている。

図 従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数

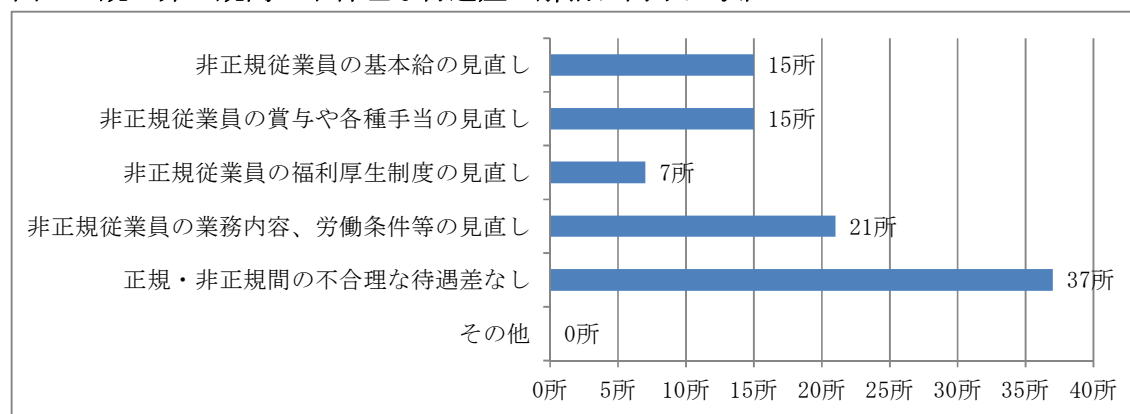


※年間10日以上の有給休暇を付与されている従業員（パート・アルバイト等を含む）

(2) 同一労働同一賃金への対応

正規従業員と非正規従業員との間の不合理な待遇差を解消するために行った取り組みは、「正規・非正規間の不合理な待遇差なし」が、37事業所と最も多く、次いで「非正規従業員の業務内容、労働条件等の見直し」が、21事業所となった。

図 正規・非正規間の不合理な待遇差の解消に向けた取組



5 新型コロナウイルス感染症の影響

(1) 雇用状況・就業状況への影響

雇用状況や就業状況について、新型コロナウイルスの影響を受けたと回答した事業所は54事業所となった。

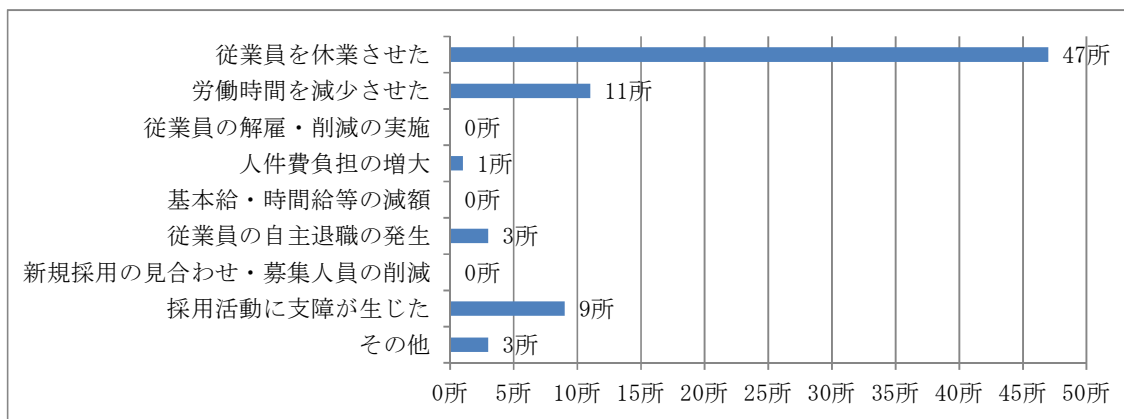
集計 事業所数	影響あり		影響なし	
	数	構成比	数	構成比
103	54	52.4%	49	47.6%

(2) 新型コロナウイルスにより受けた影響内容

新型コロナウイルスにより受けた影響は、「従業員を休業させた」が47事業所と最も多く、次いで、「労働時間を減少させた」が11事業所となった。

また、「その他」には、「事業の縮小」や「従業員に在宅勤務をさせた」等があった。

図 影響内容（複数回答）



資 料

別表1 産業・規模・年齢別従業員の構成

区分		正規従業員			非正規従業員			外国人技能実習生		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
産業別	製造業	832	155	987	144	300	444	33	30	63
	建設業	350	54	404	38	17	55	21	0	21
	卸売・小売業	179	61	240	9	67	76	2	2	4
	運輸・通信業	147	19	166	33	2	35	0	0	0
	金融・保険業	18	12	30	0	10	10	0	0	0
	サービス業	647	531	1,178	288	1,074	1,362	0	0	0
規模別	4人未満	31	8	39	0	10	10	0	0	0
	4～10人	134	48	182	15	64	79	3	2	5
	11～50人	736	162	898	138	174	312	20	0	20
	51～100人	379	101	480	62	70	132	6	8	14
	101人以上	893	513	1,406	297	1,152	1,449	27	22	49
年齢別	20歳未満	16	5	21	11	16	27	0	0	0
	20～29歳	214	141	355	35	74	109	37	15	52
	30～39歳	389	168	557	50	169	219	14	13	27
	40～49歳	619	224	843	34	379	413	5	4	9
	50～59歳	609	211	820	39	410	449	0	0	0
	60～64歳	215	63	278	106	189	295	0	0	0
	65歳以上	111	20	131	237	233	470	0	0	0
合計		2,173	832	3,005	512	1,470	1,982	56	32	88

(単位：人)

季節労働者			合計			区分別構成比				男女構成比	
男	女	計	男	女	計	正規	非正規	外国人	季節労働者	男	女
17	31	48	1,026	516	1,542	64.0%	28.8%	4.1%	3.1%	66.5%	33.5%
24	3	27	433	74	507	79.7%	10.8%	4.2%	5.3%	85.4%	14.6%
1	5	6	191	135	326	73.6%	23.3%	1.2%	1.9%	58.6%	41.4%
0	0	0	180	21	201	82.6%	17.4%	0.0%	0.0%	89.6%	10.4%
0	0	0	18	22	40	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	45.0%	55.0%
10	20	30	945	1,625	2,570	45.8%	53.0%	0.0%	1.2%	36.8%	63.2%
1	0	1	32	18	50	78.0%	20.0%	0.0%	2.0%	64.0%	36.0%
6	5	11	158	119	277	65.7%	28.5%	1.8%	4.0%	57.0%	43.0%
29	7	36	923	343	1,266	70.9%	24.7%	1.6%	2.8%	72.9%	27.1%
9	28	37	456	207	663	72.4%	19.9%	2.1%	5.6%	68.8%	31.2%
7	19	26	1,224	1,706	2,930	48.0%	49.5%	1.6%	0.9%	41.8%	58.2%
1	0	1	28	21	49	42.9%	55.1%	0.0%	2.0%	57.1%	42.9%
3	3	6	289	233	522	68.0%	20.9%	10.0%	1.1%	55.4%	44.6%
0	6	6	453	356	809	68.9%	27.1%	3.3%	0.7%	56.0%	44.0%
4	13	17	662	620	1,282	65.8%	32.2%	0.7%	1.3%	51.6%	48.4%
7	13	20	655	634	1,289	63.6%	34.8%	0.0%	1.6%	50.8%	49.2%
8	10	18	329	262	591	47.0%	49.9%	0.0%	3.1%	55.7%	44.3%
29	14	43	377	267	644	20.3%	73.0%	0.0%	6.7%	58.5%	41.5%
52	59	111	2,793	2,393	5,186	58.0%	38.2%	1.7%	2.1%	53.9%	46.1%

別表2 新規正規従業員の採用内訳

(単位：人)

区分	産業別						規模別				合計	
	製造業	建設業	卸売・ 小売業	運輸・ 通信業	金融・ 保険業	サービス業	4～10人	11～50人	51～100人	101人 以上		
新規 採用者 数	高卒	8(1)	4(2)	5(1)	0	0	3(3)	1(0)	9(3)	2(1)	8(3)	20(7)
	短大卒	2(0)	1(0)	3(0)	0	0	4(0)	1(0)	3(0)	3(0)	3(0)	10(0)
	大卒	4(0)	1(0)	5(2)	0	1(0)	12(4)	0	4(1)	6(1)	13(4)	23(6)
	上記 以外	4(2)	0	0	0	0	3(3)	0	3(2)	0	4(3)	7(5)
	計	18(3)	6(2)	13(3)	0	1(0)	22(10)	2(0)	19(6)	11(2)	28(10)	60(18)
その 他	高卒	11(3)	9(5)	1(1)	2(1)	0	6(5)	1(1)	20(12)	3(1)	5(1)	29(15)
	短大卒	2(1)	2(0)	0	0	1(0)	5(5)	2(1)	5(2)	0	3(3)	10(6)
	大卒	9(5)	2(1)	1(0)	0	1(0)	23(6)	1(0)	6(2)	5(4)	24(6)	36(12)
	上記 以外	4(0)	7(5)	3(1)	0	0	41(23)	1(0)	19(12)	3(1)	32(16)	55(29)
	計	26(9)	20(11)	5(2)	2(1)	2(0)	75(39)	5(2)	50(28)	11(6)	64(26)	130(62)
合計	高卒	19(4)	13(7)	6(2)	2(1)	0	9(8)	2(1)	29(15)	5(2)	13(4)	49(22)
	短大卒	4(1)	3(0)	3(0)	0	1(0)	9(5)	3(1)	8(2)	3(0)	6(3)	20(6)
	大卒	13(5)	3(1)	6(2)	0	2(0)	35(10)	1(0)	10(3)	11(5)	37(10)	59(18)
	上記 以外	8(2)	7(5)	3(1)	0	0	44(26)	1(0)	22(14)	3(1)	36(19)	62(34)
	計	44(12)	26(13)	18(5)	2(1)	3(0)	97(49)	7(2)	69(34)	22(8)	92(36)	190(80)

※ () 内は地元出身者

別表3 来年度（令和5年度）の採用見込み

(単位：所)

区分	集計 事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	29	6	20.7%	13	44.8%	10	34.5%
	建設業	24	8	33.3%	11	45.9%	5	20.8%
	卸売・小売業	13	4	30.8%	4	30.8%	5	38.4%
	運輸・通信業	7	2	28.6%	2	28.6%	3	42.8%
	金融・保険業	4	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%
	サービス業	25	9	36.0%	10	40.0%	6	24.0%
規模別	4～10人	24	5	20.8%	8	33.3%	11	45.9%
	11～50人	53	11	20.8%	29	54.7%	13	24.5%
	51～100人	9	4	44.5%	2	22.2%	3	33.3%
	101人以上	16	9	56.2%	4	25.0%	3	18.8%
全体	102	29	28.4%	43	42.2%	30	29.4%	

別表4 所定労働時間（1週間）

（単位：所）

区分	集計 事業所数	38時間以下		38時間超～40時間以下		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	29	4	13.8%	25	86.2%
	建設業	25	2	8.0%	23	92.0%
	卸売・小売業	13	0	0.0%	13	100.0%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	7	100.0%
	金融・保険業	4	1	25.0%	3	75.0%
	サービス業	24	8	33.3%	16	66.7%
規模別	4～10人	24	2	8.3%	22	91.7%
	11～50人	53	8	15.1%	45	84.9%
	51～100人	9	2	22.2%	7	77.8%
	101人以上	16	3	18.7%	13	81.3%
全体	102	15	14.7%	87	85.3%	

別表5 所定労働時間（1日）

（単位：所）

区分	集計 事業所数	7時間以下		7時間超～7時間30分以下		7時間30分超～8時間以下		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	29	1	3.4%	6	20.7%	22	75.9%
	建設業	25	1	4.0%	7	28.0%	17	68.0%
	卸売・小売業	13	0	0.0%	1	7.7%	12	92.3%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	2	28.6%	5	71.4%
	金融・保険業	4	0	0.0%	1	25.0%	3	75.0%
	サービス業	25	2	8.0%	8	32.0%	15	60.0%
規模別	4～10人	24	0	0.0%	7	29.2%	17	70.8%
	11～50人	54	2	3.7%	13	24.1%	39	72.2%
	51～100人	9	0	0.0%	2	22.2%	7	77.8%
	101人以上	16	2	12.5%	3	18.7%	11	68.8%
全体	103	4	3.9%	25	24.3%	74	71.8%	

別表6 変形労働時間制度

(単位：所)

区分	実施事業所数 (合計)	変形労働 時間制 (年)	変形労働 時間制 (月)	変形労働 時間制 (週)	その他	
産業別	製造業	20	17	3	0	0
	建設業	16	14	1	0	1
	卸売・小売業	8	5	3	0	0
	運輸・通信業	6	5	0	1	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	サービス業	14	4	10	0	0
規模別	4～10人	8	6	1	1	0
	11～50人	39	30	8	0	1
	51～100人	8	5	3	0	0
	101人以上	9	4	5	0	0
全体	64	45	17	1	1	

別表7 新卒者の平均初任給

(単位：円)

区分		事務・営業系			技術・資格系		
		高卒	短大卒	大卒	高卒	短大卒	大卒
産業別	製造業	156,111	164,801	178,349	164,398	170,854	182,659
	建設業	164,314	170,031	181,529	182,273	192,667	201,727
	卸売・小売業	162,346	171,493	191,282	167,150	177,500	190,980
	運輸・通信業	158,550	172,550	190,000	193,333	145,000	—
	金融・保険業	158,625	173,625	173,625	—	—	—
	サービス業	158,255	168,815	168,815	156,584	162,230	176,203
規模別	4～10人	164,818	173,683	193,660	180,909	187,650	201,800
	11～50人	160,799	170,526	181,789	171,455	177,580	187,562
	51～100人	157,100	161,980	173,800	159,767	163,780	175,600
	101人以上	153,966	164,406	181,459	159,944	167,248	181,077
全体		159,828	168,992	183,977	170,054	175,668	187,501

別表8 正規従業員の平均基本給（事務・営業系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	207,542	195,000	—	198,333	247,000	223,000	205,806
30～34	249,272	204,875	—	256,667	—	271,000	268,333
35～39	271,957	240,838	—	193,250	—	322,333	262,833
40～44	324,083	259,750	236,000	287,000	—	443,000	331,367
45～49	303,687	214,500	—	221,333	160,000	500,000	357,500
50～54	289,167	232,000	—	266,333	—	300,000	305,125
55～59	312,967	322,500	188,000	289,500	—	330,500	340,500
60～64	309,813	261,000	300,000	249,000	—	150,000	392,250
65以上	192,500	150,000	235,000	—	—	—	—
平均	273,443	231,163	239,750	245,177	203,500	317,479	307,964

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	166,000	—	—	—	—	166,000	—
25～29	239,250	—	—	250,000	—	218,000	219,000
30～34	212,625	190,000	250,000	209,000	—	—	234,500
35～39	245,331	228,825	—	274,000	—	249,000	290,000
40～44	242,775	—	244,100	—	198,000	262,000	267,000
45～49	238,500	240,667	182,667	280,625	—	180,000	234,000
50～54	274,107	309,667	262,000	250,000	—	—	325,000
55～59	263,125	258,875	—	—	—	—	321,167
60～64	186,500	—	—	—	168,000	—	205,000
65以上	500,000	—	—	500,000	—	—	—
平均	256,821	245,607	234,692	293,938	183,000	215,000	261,958

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	170,333	201,000	—	174,000	—	150,000	148,000
25～29	202,700	160,000	—	202,833	—	—	215,000
30～34	201,458	222,500	214,833	184,750	158,000	—	—
35～39	235,673	245,750	222,017	240,333	—	—	197,000
40～44	226,580	217,333	194,667	247,500	283,000	238,000	221,500
45～49	243,083	319,000	180,000	352,000	—	—	217,667
50～54	262,438	284,500	198,133	284,133	292,667	100,000	298,667
55～59	299,660	320,000	284,225	294,083	281,625	—	252,000
60～64	253,533	275,750	242,000	288,667	210,000	250,000	225,000
65以上	249,167	163,000	—	256,750	280,000	—	—
平均	234,463	240,883	219,411	252,505	250,882	184,500	221,854

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	185,000	—	—	—	—	—	185,000
25～34	141,000	—	—	—	—	—	141,000
35～44	194,000	—	—	300,000	—	—	141,000
45～54	188,000	—	188,000	—	—	—	—
55～64	265,500	—	332,000	—	—	—	199,000
65以上	—	—	—	—	—	—	—
平均	194,700	—	260,000	300,000	—	—	166,500

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	207,542	208,667	212,267	—	207,000
30～34	249,272	238,000	214,667	214,500	271,750
35～39	271,957	215,750	284,375	252,175	298,500
40～44	324,083	443,000	239,833	—	337,067
45～49	303,687	320,750	239,000	160,000	343,667
50～54	289,167	300,000	294,208	—	341,000
55～59	312,967	269,000	313,125	—	300,667
60～64	309,813	135,000	286,167	—	428,500
65以上	192,500	—	—	235,000	150,000
平均	273,443	266,271	260,455	215,419	297,572

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	166,000	166,000	—	—	—
25～29	239,250	242,667	218,000	—	210,000
30～34	212,625	—	213,000	202,000	228,500
35～39	245,331	—	266,833	228,825	—
40～44	242,775	198,000	230,667	296,400	267,000
45～49	238,500	195,250	280,146	—	241,400
50～54	274,107	219,500	237,000	433,000	347,250
55～59	263,125	185,000	268,500	—	343,667
60～64	186,500	205,000	—	168,000	—
65以上	500,000	500,000	—	—	—
平均	256,821	238,927	244,878	265,645	272,970

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	170,333	150,000	174,333	—	—
25～29	202,700	220,000	198,375	—	—
30～34	201,458	186,000	207,167	—	—
35～39	235,673	195,500	232,008	—	245,750
40～44	226,580	248,000	218,458	—	201,500
45～49	243,083	224,000	184,500	288,250	352,000
50～54	262,438	225,333	254,020	188,000	302,000
55～59	299,660	324,500	273,833	250,000	327,250
60～64	253,533	280,000	232,750	—	287,500
65以上	249,167	258,500	209,000	—	280,000
平均	234,463	231,183	218,444	242,083	285,143

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	185,000	—	—	185,000	—
25～34	141,000	—	141,000	—	—
35～44	194,000	—	194,000	—	—
45～54	188,000	—	188,000	—	—
55～64	265,500	—	265,500	—	—
65以上	—	—	—	—	—
平均	194,700	—	197,125	185,000	—

別表9 正規従業員の平均基本給（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	196,710	206,858	232,500	—	—	—	172,000
30～34	235,343	215,558	235,125	245,000	—	—	242,500
35～39	209,200	217,000	220,333	221,000	—	—	213,875
40～44	291,600	296,500	296,500	—	—	—	303,875
45～49	299,283	303,600	290,000	—	179,000	—	286,000
50～54	312,100	346,000	292,813	—	—	—	363,000
55～59	307,313	357,667	303,167	—	183,000	—	294,000
60～64	243,600	288,500	233,000	—	—	—	228,833
65以上	232,600	340,000	174,333	—	300,000	—	—
平均	258,639	285,743	253,086	233,000	220,667	—	263,010

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	176,500	171,000	—	—	—	—	182,000
25～29	197,333	—	240,000	290,000	—	—	170,167
30～34	195,722	173,750	186,000	221,000	—	—	217,000
35～39	214,984	213,100	282,500	256,500	194,000	—	194,596
40～44	217,821	197,750	250,033	—	—	—	210,917
45～49	265,743	246,100	286,646	—	—	—	281,333
50～54	267,767	294,000	272,000	—	193,000	—	310,500
55～59	228,817	219,750	450,000	—	300,000	—	193,667
60～64	205,200	149,000	—	—	210,000	—	222,333
65以上	228,875	203,500	228,333	—	—	—	—
平均	219,876	207,550	274,439	255,833	224,250	—	220,279

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	193,700	191,750	208,750	192,000	—	—	171,000
25～29	198,374	188,638	209,944	—	—	—	168,000
30～34	214,864	231,875	220,300	210,000	192,500	—	185,778
35～39	213,803	219,790	211,825	—	250,000	—	202,389
40～44	246,724	244,231	278,192	248,000	217,500	—	212,500
45～49	242,463	230,197	265,100	—	211,000	—	255,563
50～54	266,878	266,083	276,259	304,500	210,333	—	303,000
55～59	282,893	280,125	330,490	240,000	231,400	—	203,000
60～64	250,253	294,500	232,683	—	274,667	—	161,500
65以上	229,767	256,000	257,333	300,000	320,000	—	185,000
平均	233,972	240,319	249,088	249,083	238,425	—	204,773

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	—	—	—	—	—	—	—
25～34	245,000	—	245,000	—	—	—	—
35～44	239,889	203,500	250,625	—	265,000	—	196,000
45～54	256,625	239,000	265,375	—	—	—	—
55～64	246,786	188,000	265,600	—	216,000	—	—
65以上	276,750	—	269,000	—	300,000	—	—
平均	253,010	210,167	259,120	—	260,333	—	196,000

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	196,710	240,000	204,500	184,033	201,500
30～34	235,343	253,000	223,025	—	233,750
35～39	209,200	230,500	188,400	—	247,500
40～44	291,600	303,000	289,833	—	304,500
45～49	299,283	257,500	249,083	346,000	407,667
50～54	312,100	332,000	272,167	301,000	401,000
55～59	307,313	253,500	309,556	—	387,500
60～64	243,600	279,333	238,333	215,000	197,500
65以上	232,600	—	215,750	—	300,000
平均	258,639	268,604	243,405	261,508	297,880

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	176,500	—	171,000	—	182,000
25～29	197,333	290,000	240,000	192,000	164,000
30～34	195,722	—	178,000	217,000	221,000
35～39	214,984	140,000	230,396	225,000	196,388
40～44	217,821	180,000	219,000	270,600	196,500
45～49	265,743	264,667	271,125	300,500	248,667
50～54	267,767	231,000	275,625	—	421,000
55～59	228,817	450,000	222,375	301,000	204,167
60～64	205,200	250,000	149,000	210,000	208,500
65以上	228,875	300,000	205,167	—	—
平均	219,876	263,208	216,169	245,157	226,914

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	193,700	270,000	188,500	176,000	192,000
25～29	198,374	203,000	217,333	168,700	177,500
30～34	214,864	244,667	213,086	205,950	170,000
35～39	213,803	232,000	202,600	249,975	230,750
40～44	246,724	269,250	255,110	291,125	203,667
45～49	242,463	220,167	245,367	216,694	250,200
50～54	266,878	285,167	274,916	282,807	256,000
55～59	282,893	316,467	275,344	371,100	198,500
60～64	250,253	412,500	239,970	230,600	238,500
65以上	229,767	200,000	255,667	—	228,833
平均	233,972	265,322	236,789	243,661	214,595

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	—	—	—	—	—
25～34	245,000	—	245,000	—	—
35～44	239,889	233,500	234,500	—	248,000
45～54	256,625	356,000	250,750	—	—
55～64	246,786	289,333	234,600	—	188,000
65以上	276,750	220,000	293,500	—	—
平均	253,010	274,708	251,670	—	218,000

別表10 正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,486,361	3,564,500	—	2,893,500	4,030,000	4,119,500	3,349,639
30～34	4,453,572	3,988,785	—	5,081,667	—	4,215,500	4,656,208
35～39	5,131,067	4,623,500	—	4,887,000	—	6,344,333	4,205,667
40～44	5,929,447	5,409,750	5,535,000	5,795,000	—	7,976,000	5,767,100
45～49	4,674,660	3,484,000	—	3,624,833	3,022,000	7,500,000	5,623,000
50～54	5,425,667	4,185,000	—	4,781,667	—	4,500,000	6,061,000
55～59	5,220,383	4,957,000	2,658,000	4,940,500	—	6,542,500	5,501,250
60～64	6,172,917	3,810,000	5,100,000	6,082,500	—	3,200,000	7,160,000
65以上	3,195,500	2,591,000	3,800,000	—	—	—	—
平均	4,854,397	4,068,171	4,273,250	4,760,833	3,526,000	5,549,729	5,290,483

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	1,824,000	—	—	—	—	1,824,000	—
25～29	3,493,875	—	—	3,553,000	—	3,992,000	3,280,500
30～34	3,606,250	3,047,000	3,779,000	3,751,500	—	—	3,685,500
35～39	4,373,875	3,715,500	—	4,705,000	—	5,186,500	4,500,000
40～44	4,724,958	—	5,200,000	—	3,154,000	5,887,000	4,735,250
45～49	4,408,631	3,827,333	3,406,667	5,863,625	—	2,500,000	4,836,375
50～54	4,935,600	5,120,167	4,259,000	4,983,500	—	—	6,165,250
55～59	4,555,625	4,159,875	—	—	—	—	6,398,833
60～64	3,190,000	—	—	—	3,860,000	—	2,520,000
65以上	7,130,000	—	—	—	—	—	—
平均	4,224,281	3,973,975	4,161,167	4,571,325	3,507,000	3,877,900	4,515,214

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	2,650,000	3,187,000	—	—	—	2,300,000	2,463,000
25～29	2,917,900	2,500,000	—	2,863,167	—	—	3,250,000
30～34	2,716,583	4,151,500	2,089,667	2,732,500	2,289,000	—	—
35～39	3,764,747	3,403,000	3,115,700	5,247,333	—	—	3,015,500
40～44	3,702,693	2,930,333	3,020,333	5,003,500	4,982,000	4,209,000	3,869,500
45～49	4,026,833	5,308,500	2,970,500	6,948,000	—	—	3,494,667
50～54	4,669,403	5,291,833	3,254,367	4,905,100	4,757,000	1,200,000	5,835,500
55～59	5,440,750	5,216,000	5,080,700	6,143,792	4,964,250	—	4,141,167
60～64	4,465,133	3,867,500	3,365,000	6,958,000	3,075,000	6,000,000	4,042,000
65以上	4,519,167	2,338,000	—	4,851,750	4,440,000	—	—
平均	3,887,321	3,819,367	3,270,895	5,072,571	4,084,542	3,427,250	3,763,917

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	3,199,000	—	—	3,199,000	—	—	—
25～34	2,875,000	—	—	2,875,000	—	—	—
35～44	3,643,667	—	5,278,000	2,826,500	—	—	—
45～54	2,810,000	2,810,000	—	—	—	—	—
55～64	4,064,500	4,779,000	—	3,350,000	—	—	—
65以上	—	—	—	—	—	—	—
平均	3,318,433	3,794,500	5,278,000	3,062,625	—	—	—

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	3,486,361	4,075,000	3,140,800	—	3,658,250
30～34	4,453,572	4,445,000	3,771,200	4,211,000	4,744,500
35～39	5,131,067	4,174,000	5,243,750	4,626,000	5,255,000
40～44	5,929,447	7,976,000	5,035,167	—	5,745,000
45～49	4,674,660	5,227,375	4,055,750	3,022,000	4,982,333
50～54	5,425,667	4,500,000	5,605,625	—	6,594,333
55～59	5,220,383	3,829,000	5,784,500	—	5,013,833
60～64	6,172,917	3,288,000	5,810,667	—	7,851,500
65以上	3,195,500	—	—	3,800,000	2,591,000
平均	4,854,397	4,689,297	4,805,932	3,914,750	5,159,528

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	1,824,000	1,824,000	—	—	—
25～29	3,493,875	3,267,000	3,992,000	—	3,866,000
30～34	3,606,250	—	3,846,250	3,307,000	3,555,500
35～39	4,373,875	—	4,828,167	3,715,500	—
40～44	4,724,958	3,154,000	5,793,500	4,700,000	4,735,250
45～49	4,408,631	3,599,500	4,986,292	—	4,789,000
50～54	4,935,600	4,828,667	4,342,750	7,417,000	6,058,375
55～59	4,555,625	2,941,000	4,975,833	—	5,784,333
60～64	3,190,000	2,520,000	—	3,860,000	—
65以上	7,130,000	7,130,000	—	—	—
平均	4,224,281	3,658,021	4,680,685	4,599,900	4,798,076

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	2,650,000	2,300,000	2,825,000	—	—
25～29	2,917,900	1,678,000	3,227,875	—	—
30～34	2,716,583	2,643,667	2,732,333	—	—
35～39	3,764,747	4,175,000	3,958,100	—	3,403,000
40～44	3,702,693	4,187,250	3,659,333	—	3,926,000
45～49	4,026,833	2,969,000	3,584,500	4,963,500	6,948,000
50～54	4,669,403	3,513,250	4,751,457	2,305,000	5,108,750
55～59	5,440,750	5,628,000	4,868,813	4,604,250	6,631,000
60～64	4,465,133	4,248,750	4,135,750	—	6,333,000
65以上	4,519,167	6,193,500	2,924,000	—	4,440,000
平均	3,887,321	3,753,642	3,666,716	3,957,583	5,255,679

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	3,199,000	—	—	3,199,000	—
25～34	2,875,000	—	2,875,000	—	—
35～44	3,643,667	—	3,643,667	—	—
45～54	2,810,000	—	2,810,000	—	—
55～64	4,064,500	—	4,064,500	—	—
65以上	—	—	—	—	—
平均	3,318,433	—	3,348,292	3,199,000	—

別表11 正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,226,567	3,494,333	3,639,000	—	—	—	2,945,333
30～34	3,835,138	3,581,650	4,343,625	3,478,000	—	—	3,497,417
35～39	3,981,267	3,856,667	3,271,500	4,134,000	—	—	4,614,625
40～44	5,137,233	5,323,500	5,323,500	—	—	—	5,522,500
45～49	5,327,250	4,959,800	5,745,000	—	2,705,000	—	5,569,000
50～54	5,375,703	6,068,500	4,963,725	—	—	—	6,534,000
55～59	5,222,375	5,806,000	4,674,500	—	3,075,000	—	5,372,000
60～64	3,617,750	4,398,000	3,332,000	—	—	—	3,351,167
65以上	3,329,600	4,428,000	2,556,333	—	4,551,000	—	—
平均	4,339,209	4,657,383	4,205,465	3,806,000	3,443,667	—	4,675,755

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	3,215,000	3,212,000	—	—	—	—	3,218,000
25～29	3,498,500	—	3,342,000	3,240,000	—	—	3,533,167
30～34	3,403,167	2,919,250	3,094,000	4,748,000	—	—	3,710,000
35～39	4,274,540	3,910,500	4,866,000	5,568,000	4,132,000	—	4,147,417
40～44	4,007,373	3,526,000	5,567,500	—	—	—	3,489,667
45～49	4,997,376	4,684,400	5,451,708	—	—	—	4,403,667
50～54	5,119,733	4,927,500	4,826,000	—	3,554,000	—	7,229,500
55～59	4,151,950	3,865,625	7,337,000	—	4,425,000	—	3,771,667
60～64	4,841,600	2,300,000	—	—	3,809,000	—	6,033,000
65以上	4,342,375	3,140,500	5,173,000	—	—	—	—
平均	4,185,161	3,609,531	4,957,151	4,518,667	3,980,000	—	4,392,898

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	2,826,125	2,166,000	3,434,833	3,741,000	—	—	2,920,000
25～29	3,297,750	3,356,750	3,333,556	—	—	—	2,679,000
30～34	3,836,689	3,780,625	4,029,733	3,959,000	3,954,500	—	3,768,778
35～39	3,769,190	3,798,950	3,871,908	—	4,175,000	—	3,637,556
40～44	4,593,416	4,275,883	5,445,042	5,685,000	3,140,500	—	4,693,500
45～49	4,482,954	4,341,887	4,905,398	—	3,695,944	—	4,734,375
50～54	4,771,243	4,750,200	5,543,093	6,118,000	3,235,667	—	3,892,500
55～59	4,553,000	4,595,000	5,026,570	4,886,000	3,914,600	—	3,065,333
60～64	4,278,533	4,603,600	4,577,417	—	3,908,833	—	3,699,500
65以上	3,281,300	3,700,500	4,292,000	4,139,000	4,737,000	—	2,318,667
平均	3,969,020	3,936,940	4,445,955	4,754,667	3,845,256	—	3,540,921

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	—	—	—	—	—	—	—
25～34	4,315,000	—	4,315,000	—	—	—	—
35～44	4,171,000	3,159,000	4,669,375	—	3,434,000	—	4,714,000
45～54	4,700,750	4,487,000	4,849,125	—	—	—	—
55～64	4,320,214	2,796,000	4,563,100	—	4,113,000	—	—
65以上	3,860,500	—	4,168,333	—	2,937,000	—	—
平均	4,273,493	3,480,667	4,512,987	—	3,494,667	—	4,714,000

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	3,226,567	3,012,000	3,183,250	3,064,333	3,938,500
30～34	3,835,138	3,436,833	4,167,238	—	3,614,083
35～39	3,981,267	3,271,500	3,708,750	—	5,010,250
40～44	5,137,233	5,774,000	4,978,333	—	5,127,500
45～49	5,327,250	4,871,750	4,516,417	5,901,000	7,203,667
50～54	5,375,703	5,336,000	4,584,489	5,646,000	7,044,333
55～59	5,222,375	3,702,000	4,552,111	—	6,445,750
60～64	3,617,750	4,209,667	3,372,167	3,843,000	3,711,500
65以上	3,329,600	—	3,024,250	—	4,551,000
平均	4,339,209	4,201,719	4,009,667	4,613,583	5,182,954

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	3,215,000	—	3,212,000	—	3,218,000
25～29	3,498,500	3,240,000	3,342,000	2,784,000	3,632,667
30～34	3,403,167	—	2,909,000	3,710,000	4,748,000
35～39	4,274,540	2,460,000	4,388,167	3,823,000	4,324,125
40～44	4,007,373	2,200,000	4,306,750	4,524,000	3,312,000
45～49	4,997,376	4,494,333	5,010,188	4,543,500	5,369,333
50～54	5,119,733	5,190,500	4,773,875	—	8,959,000
55～59	4,151,950	7,337,000	4,042,625	5,195,000	3,783,333
60～64	4,841,600	8,500,000	2,300,000	3,809,000	4,799,500
65以上	4,342,375	3,600,000	4,589,833	—	—
平均	4,185,161	4,627,729	3,887,444	4,055,500	4,682,884

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	2,826,125	3,700,000	2,723,125	2,537,000	3,741,000
25～29	3,297,750	3,171,750	3,351,292	3,303,667	3,376,500
30～34	3,836,689	4,015,833	3,634,552	4,177,000	3,762,000
35～39	3,769,190	4,727,000	3,524,007	4,363,500	4,108,500
40～44	4,593,416	4,536,750	4,851,297	4,855,000	4,255,500
45～49	4,482,954	4,103,500	4,379,163	4,401,944	4,987,000
50～54	4,771,243	4,423,333	4,894,770	5,104,133	2,985,000
55～59	4,553,000	5,170,733	4,304,792	5,809,000	4,128,750
60～64	4,278,533	5,488,500	4,116,620	3,882,000	4,017,000
65以上	3,281,300	2,765,000	4,026,667	—	3,082,917
平均	3,969,020	4,210,240	3,980,629	4,270,360	3,844,417

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	—	—	—	—	—
25～34	4,315,000	—	4,315,000	—	—
35～44	4,171,000	2,940,500	4,362,100	—	4,443,000
45～54	4,700,750	5,400,000	4,735,000	—	—
55～64	4,320,214	4,495,667	4,401,000	—	2,796,000
65以上	3,860,500	3,007,000	4,749,000	—	2,937,000
平均	4,273,493	3,960,792	4,512,420	—	3,392,000

別表12 夏期手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	28	23	82.1%	5	17.9%	1.44	—
	建設業	25	19	76.0%	6	24.0%	1.41	—
	卸売・小売業	14	11	78.6%	3	21.4%	1.61	250,000
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%	1.23	—
	金融・保険業	4	3	75.0%	1	25.0%	2.03	—
	サービス業	25	23	92.0%	2	8.0%	1.50	50,667
規模別	4～10人	25	19	76.0%	6	24.0%	1.38	250,000
	11～50人	53	44	83.0%	9	17.0%	1.41	20,000
	51～100人	9	7	77.8%	2	22.2%	1.80	—
	101人以上	16	14	87.5%	2	12.5%	1.75	66,000
全体	103	84	81.6%	19	18.4%	1.49	100,500	

別表13 年末手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	28	21	75.0%	7	25.0%	1.54	—
	建設業	25	23	92.0%	2	8.0%	1.93	100,000
	卸売・小売業	14	11	78.6%	3	21.4%	2.03	250,000
	運輸・通信業	7	6	85.7%	1	14.3%	1.53	—
	金融・保険業	4	3	75.0%	1	25.0%	2.37	—
	サービス業	25	24	96.0%	1	4.0%	1.99	96,667
規模別	4～10人	25	19	76.0%	6	24.0%	1.81	155,000
	11～50人	53	48	90.6%	5	9.4%	1.85	100,000
	51～100人	9	8	88.9%	1	11.1%	1.71	—
	101人以上	16	13	81.3%	3	18.7%	2.06	115,000
全体	103	88	85.4%	15	14.6%	1.87	128,000	

別表14 決算手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	28	7	25.0%	21	75.0%	1.22	—
	建設業	25	10	40.0%	15	60.0%	1.36	91,667
	卸売・小売業	14	5	35.7%	9	64.3%	1.40	—
	運輸・通信業	6	1	16.7%	5	83.3%	—	—
	金融・保険業	4	1	25.0%	3	75.0%	0.50	—
	サービス業	25	8	32.0%	17	68.0%	0.77	175,000
規模別	4～10人	25	2	8.0%	23	92.0%	0.55	—
	11～50人	52	22	42.3%	30	57.7%	1.25	91,667
	51～100人	9	3	33.3%	6	66.7%	2.50	—
	101人以上	16	5	31.3%	11	68.7%	0.50	175,000
全体	102	32	31.4%	70	68.6%	1.14	125,000	

別表15 燃料手当の有無

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	28	16	57.1%	12	42.9%
	建設業	25	12	48.0%	13	52.0%
	卸売・小売業	14	8	57.1%	6	42.9%
	運輸・通信業	7	6	85.7%	1	14.3%
	金融・保険業	4	1	25.0%	3	75.0%
	サービス業	25	15	60.0%	10	40.0%
規模別	4～10人	25	11	44.0%	14	56.0%
	11～50人	53	27	50.9%	26	49.1%
	51～100人	9	7	77.8%	2	22.2%
	101人以上	16	13	81.3%	3	18.7%
全体	103	58	56.3%	45	43.7%	

別表16 賃金の引き上げについて

(単位：所)

区分	集計 事業所数	実施した		実施していない		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	29	27	93.1%	2	6.9%
	建設業	25	21	84.0%	4	16.0%
	卸売・小売業	14	12	85.7%	2	14.3%
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%
	金融・保険業	4	3	75.0%	1	25.0%
	サービス業	25	23	92.0%	2	8.0%
規模別	4～10人	25	20	80.0%	5	20.0%
	11～50人	54	48	88.9%	6	11.1%
	51～100人	9	8	88.9%	1	11.1%
	101人以上	16	15	93.8%	1	6.2%
全体	104	91	87.5%	13	12.5%	

別表17 労働力の過不足

(単位：所)

区分	集計 事業所数	不足している		充足している		過剰である		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	29	14	48.3%	13	44.8%	2	6.9%
	建設業	25	20	80.0%	5	20.0%	0	0.0%
	卸売・小売業	14	7	50.0%	7	50.0%	0	0.0%
	運輸・通信業	7	4	57.1%	3	42.9%	0	0.0%
	金融・保険業	4	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%
	サービス業	25	16	64.0%	9	36.0%	0	0.0%
規模別	4～10人	25	13	52.0%	12	48.0%	0	0.0%
	11～50人	54	35	64.8%	19	35.2%	0	0.0%
	51～100人	9	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%
	101人以上	16	11	68.8%	4	25.0%	1	6.2%
全体	104	64	61.6%	38	36.5%	2	1.9%	

別表18 パートタイム従業員の採用状況

(単位：所)

区分	集計 事業所数	採用している		採用人数 (人)	採用しなかった		
			構成比			構成比	
産業別	製造業	28	10	35.7%	43	18	64.3%
	建設業	25	3	12.0%	5	22	88.0%
	卸売・小売業	13	4	30.8%	19	9	69.2%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	0	7	100.0%
	金融・保険業	4	1	25.0%	3	3	75.0%
	サービス業	24	19	79.2%	895	5	20.8%
規模別	4～10人	24	3	12.5%	3	21	87.5%
	11～50人	52	17	32.7%	47	35	67.3%
	51～100人	9	4	44.4%	34	5	55.6%
	101人以上	16	13	81.3%	881	3	18.7%
全体	101	37	36.6%	965	64	63.4%	

別表19 パートタイム従業員の1日の労働時間

(単位：人)

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	2	35	132	348
	建設業	0	6	4	20
	卸売・小売業	2	4	24	12
	運輸・通信業	0	0	2	0
	金融・保険業	0	0	3	2
	サービス業	41	206	383	472
規模別	4～10人	0	4	2	7
	11～50人	3	35	73	93
	51～100人	32	19	39	46
	101人以上	10	193	434	708
全体		45	251	548	854

別表20 パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給

区分		集計事業所数	週間平均労働日数 (日)	平均時給 (円)
産業別	製造業	19	4.3	1,035
	建設業	9	4.4	986
	卸売・小売業	10	4.2	974
	運輸・通信業	1	5.0	889
	金融・保険業	3	4.7	968
	サービス業	21	4.2	1,006
規模別	4~10人	9	4.4	946
	11~50人	35	4.5	1,001
	51~100人	6	3.3	1,161
	101人以上	13	4.2	975
全体		63	4.3	1,004

付 録

労働ワンポイント

1. 労働時間

労働時間を適正に把握するため、使用者が講ずべき基準は以下のとおりです。

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間の適正管理のため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則、次のいずれかの方法によること。

(ア) 使用者が、自ら現認することにより確認・記録すること。

(イ) タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認・記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

(2)の方法ではなく、自己申告制により行わざるを得ない場合、以下の措置を講ずること。

(ア) 自己申告制の導入前に、労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

(イ) 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査をすること。

(ウ) 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等、労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。

(5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等、労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

2. パートタイマーの雇用について

パートタイマーの雇用に関しては、以下の注意点をご確認ください。

(1) パートタイム労働者

パートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短い労働者」のことで、パートタイマー、アルバイト等の名称は問いません。

パートタイム労働者にも労働基準法（以下、労基法という。）、労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害補償保険法などの労働諸法令が適用されます。

(2) 労働条件通知書の交付

パートタイマーを雇い入れたときは、労働契約の期間、就業の場所及び従事すべき業務、労働時間、賃金及び退職について書面を交付して明示しなければなりません。（労基法第15条第1項、規則第5条第1項）

また、昇給などその他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を明示することが義務付けられています。（パートタイム労働法第6条）

(3) パートタイム労働者の就業規則

パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更するときはパートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くように努めなければなりません。（パートタイム労働法第7条）

(4) 解雇予告制度の適用

パートタイム労働者の契約期間が満了すれば、その時点で雇用契約は終了しますが、何度も雇用契約が更新され、実質的には期間の定めがないと契約と認められる場合は、法定の解雇予告手続が必要になります。

(5) 年次有給休暇の比例付与

パートタイム労働者に対しても年次有給休暇を与えなければなりません。（労基法第39条第3項）

週所定 労働時間	週所定 労働日数	1年間の 所定労働日 数	勤続年数（これまでの勤続年数も通算されます。）						
			6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	4日	169～216日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	121～168日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	2日	73～120日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	1日	48～72日							

3. 交通労働災害

交通労働災害防止のポイントは、以下のとおりです。

(1) 経営のトップが率先。交通事故対策を中心となって実施する者を決める。

(ア) まず、経営のトップが事故防止に取り組む姿勢を示すことです。

(イ) 次に、第二のポイント以下で述べる交通労働災害防止対策を中心となって実施する者（交通労働災害防止担当管理者）を決めましょう。

道路交通法等の規定により、安全運転管理者又は運行管理者を決めている場合は、重ねて選任する必要はありません。この場合、安全運転管理者が交通労働災害防止担当管理者の職務も行いましょう。

(ウ) 労働者数が 50 人以上で、安全委員会、衛生委員会等の組織がある場合は、その委員会の活動の中で交通労働災害防止に関する活動を行いましょう。この場合、交通労働災害防止管理者は、委員の一人として加わることになります。

(エ) 委員会等がない場合は、交通労働災害防止担当管理者（又は安全運転管理者）が、朝礼などを利用して行いましょう。できるだけ、今あるものを活用することを考えましょう。

(2) 安全運転を妨げる諸要因を取り除く。

（過労、道路の情報不足、車両の点検不備、過積載、気象等の情報不足等安全運転を妨げる要因はあちこちにある！！）

(ア) バス業、トラック運送業、タクシー業等の運送業については、自動車運転者の労働時間の改善のための基準を遵守する。

「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の概要

(平成 12 年 12 月 25 日改正)

拘束時間	1 日	原則 13 時間、最大 16 時間
		※トラック、バス等では 15 時間越えは 1 週間に 2 回以内
		※タクシーの隔日勤務では 2 暦日で 21 時間
トラック等	1 箇月	293 時間（労使協定で、1 年のうち 6 箇月までは 1 年間の拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内で 320 時間まで延長可）
バス等	4 週平均で 1 週間当たり	65 時間（労使協定による特例有り）
タクシー	1 箇月	299 時間（日勤）262 時間（隔日勤務）（労使協定による特例有り）
休息時間	（勤務終了後次の勤務まで）継続 8 時間以上（タクシーの隔日勤務では継続 20 時間以上）	
運転時間	トラック等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内
		2 週平均で 1 週間当たり 44 時間以内
	バス等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内
		4 週平均で 1 週間当たり 40 時間以内

連続運転時間 4 時間以内（運転の中断には、1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転離脱が必要）

(イ) 走行経路についての事前情報の収集と無理の無い走行計画・走行管理を。

(ウ) マイクロバス等で労働者の送迎を行う場合は、特に十分な運転技能を有する者に行わせる。

(エ) 走行の前後に車両の点検を実施、長距離走行の場合は途中でも点検を行う。

(オ) 運転者の服装・履き物・体調を走行前の点呼によりチェック。

(カ) 異常気象は事前に確認し運転者に伝達。一時待機、走行中止などの適切な指示。

(キ) 一旦事故が起こると重篤な災害に発展する過積載の禁止。

4. 事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」で自社の労働条件をチェック（厚生労働省）

(1) 労務管理・安全衛生管理などの診断

以下の6項目について、設問に回答することで、自社の労務管理・安全衛生などの問題点を診断することができます。

また、診断の結果、問題点が認められた場合には改善に向けた情報が提供されます。

- ・ 募集、採用、労働契約の締結
- ・ 就業規則、賃金、労働条件、年次有給休暇
- ・ 母性保護、育児、介護
- ・ 解雇、退職
- ・ 安全衛生管理
- ・ 労働保険、社会保険、その他

(2) 36協定届・就業規則作成支援ツール

労働基準監督署にそのまま提出できる36協定届、就業規則を作成できます。

スタートアップ労働条件

ポータルサイト



「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 920円 令和4年10月2日発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 954円 令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,000円 令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）」を除く	時間額 955円 令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 948円 令和4年12月2日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●最低賃金や賃金を引き上げ生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・最低賃金や賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」の相談担当部署は、次のとおりです。

（通常コース）は北海道労働局雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）。

（特例コース）は北海道労働局労働基準部賃金室（011-788-6206・011-738-3386～7）。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。

（相談無料）（要望がある場合には、個別に事業場へ訪問して相談対応を行います。（相談、専門家の旅費等の費用は一切無料））

相談をお待ち
しています！

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 賃金室

労働相談窓口

1. 労働問題全般の相談

(1) 中小企業労働相談所（北海道）

道では、労働問題でお困りの皆様からの相談を面談あるいは電話などでお受けしています。相談は無料ですので、まずはお電話ください。

- ① 労働相談ホットライン（9:00～20:00） 0120-81-6105（フリーダイヤル）
（携帯電話等からのご利用はできませんので、最寄りの労働相談所に直接お電話ください。）
- ② 石狩振興局中小企業労働相談所 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 011-231-2851

(2) 総合労働相談（北海道労働局）

労働条件、女性労働問題、募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野のご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。ご相談は無料です。

お近くの総合労働相談コーナーは、次のとおりです。

- ① 北海道労働局総合労働相談コーナー
060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 011-709-2311
- ② 北海道労働局 札幌東総合労働相談コーナー
004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 札幌東労働基準監督署内 011-894-1120

2. 労働条件・労働災害などに関する相談

労働基準監督署

賃金、労働時間等の労働条件、職場の安全衛生・健康管理、労災保険に関する相談を取り扱っています。

札幌東労働基準監督署 004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 011-894-1120

3. 健康保険・厚生年金に関する相談

・厚生年金等

新さっぽろ年金事務所 004-8558 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30 011-892-1631

・健康保険等

全国健康保険協会北海道支部 060-8524 札幌市北区北7条西4丁目3-1 011-726-0352

4. 健康相談・保険指導に関する相談

(1) 北海道産業保健推進センター

勤労者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健推進センターが設置されています。

北海道産業保健推進センター

060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル2階 011-242-7701

(2) 地域産業保健センター

労働者に対しての健康相談の窓口を設置し、事業所への個別産業保健指導、産業保健情報の提供など医師などが相談を無料で行っております。相談内容や健康相談など秘密は厳守されます。

札幌東地域産業保健センター

061-1132 北広島市北進町1丁目5番地 北広島医師会内 011-373-6466

同一労働同一賃金への対応

非正規労働者がその仕事ぶりや能力を適正に評価され、意欲を持って働けるよう、正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指して導入されました。

従来の労働契約法第 20 条（正社員と有期雇用労働者との間の待遇に関する規定）がパートタイム労働法に統合され、新たにパートタイム・有期雇用労働法へと改正されました。

1. パートタイム・有期雇用労働法のポイント

（大企業 2020 年 4 月 1 日施行）（中小企業 2021 年 4 月 1 日施行）

▶不合理な待遇差の禁止

不合理な待遇差があるかどうかは、個々の待遇ごとにその性質・目的を考慮し、職務内容や人材活用の仕組み（人事異動や転勤の有無、範囲）等の違いに応じて判断されます。

▶待遇に関する説明義務の強化

短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時と当該労働者から求めがあったとき、事業主は正社員との間の待遇差の内容、理由について、説明することが義務となります。

▶行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の規定の整備

行政による事業主の助言・指導等や短時間・有期雇用労働者と正社員との間の待遇差等に関する裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の根拠規定が整備されました。

2. 同一労働同一賃金の基本的な考え方

▶均衡待遇（パートタイム・有期雇用労働法第 8 条）

短時間・有期雇用労働者と正社員との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲（人事異動や転勤の有無、範囲）、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差は禁止しなければならない。

▶均等待遇（パートタイム・有期雇用労働法第 9 条）

短時間・有期雇用労働者と正社員との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲（人事異動や転勤の有無、範囲）が同じ場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いは禁止しなければならない。

3. 助成金制度（厚生労働省）

キャリアアップ助成金 HP

▶キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をする制度です。

本助成金には、有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換させた場合に活用できる「正社員化コース」など、複数の助成コースがあります。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（右記 QR コード）をご確認ください。



（問い合わせ先）

北海道労働局職業安定部職業対策課（011-788-9071）

▶業務改善助成金

業務改善助成金 HP

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ額や引き上げる労働者数に応じ、助成額が異なります。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（右記 QR コード）をご確認ください。



（問い合わせ先）

「業務改善助成金コールセンター」（03-6388-6155）

4. 支援ツール

厚生労働省では、各企業が同一労働同一賃金に対応するための様々なツールを公開しています。

▶パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

チェックツール

パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令について、自社の取組状況を点検し、短時間・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかをホームページ上で確認することができます。



▶パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書

取組手順書

自社の状況がパートタイム・有期雇用労働法の内容に沿ったものかを点検・対応するための手順を解説しています。



▶不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル

各種手当、福利厚生、教育訓練、賞与、基本給について、点検・検討の手順を業種ごとに解説しています。

待遇差解消マニュアル



▶職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル

基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認し、等級制度や賃金制度を設計する1つの手法として、職務評価について解説しています。

職務評価マニュアル



5. 相談窓口

同一労働同一賃金への対応に関して、アドバイスを受けたい場合には、「働き方改革推進支援センター」をご利用下さい。

▶働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置され、就業規則や賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの相談に対応しています。

北海道働き方改革推進支援センター
(札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3-33 リープロビル 3 階)
TEL 0800-919-1073